# 令和2年度第7回 京都地方最低賃金審議会

令和2年11月4日(水)午前9時30分~ 京都労働局6階大会議室

#### 【議事次第】

- 1 京都府特定(産業別)最低賃金の改正決定に関する専門部会報告について
- 2 京都府特定 (産業別) 最低賃金の改正決定について (答申)
- 3 京都府自動車小売業最低賃金の廃止決定について(諮問)

#### 【提出資料】

No. 1	令和2年度 京都府特定 (産業別) 最低賃金専門部会 委員一覧 ・・・・・	•	P 1
No. 2	令和2年度 京都府特定(産業別)最低賃金専門部会 採決一覧 ・・・・・	•	P 2
No. 3	京都府電気機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写)・・・		Р3
No. 4	京都府輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書(写)・		P 5
No. 5	京都府各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書(写)・・・・・		P 7
No. 6	特定最低賃金決定の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	P 9
No. 7	地域別最低賃金に埋没している特定(産業別)最低賃金一覧・・・・・・・		P 11

# 資料No.

## 令和2年度 京都府特定(産業別)最低賃金専門部会委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室

					71 F1 71 F3 71	刀倒空牛叩貝亚王	
専門部会	委員名						
	公	0	河原 美紀	0	寺井 基博	中村 和雄	
京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器  具、情報通信機械器具製造業(電気機械器具製造業)	労		呉川 昌弘		平峯 健太	巳之口 眞理子	
	使		石垣 一也		谷村 仁志	中西 康之	
	公	0	赤岡 広周		岩永 昌晃	◎ 守屋 貴司	
京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業  (輸送用機械器具製造業)	労		郷田 啓太		中邑 貴行	松山 裕二	
	使		伊藤 正彦		小山哲史	山口 利之	
	公	0	川口 章	0	寺井 基博	冨田 安信	
京都府各種商品小売業	労		厚見 孝明		久保誠志郎	佐藤 健	
	使		大治 健太郎		苗村岳	米田 庄太郎	
	公	0	石田 光男	0	上田 眞士	太郎丸 博	
京都府自動車(新車)小売業	労		今﨑 啓之		松山 裕二	三崎 健次	
	使		伊藤 康久		小寺 雅夫	津田 正樹	

◎部会長 ○部会長代理 50音順、令和2年10月30日現在

## 令和2年度 京都府特定(産業別)最低賃金専門部会 採決一覧表

部会名	結審日	採決状況	現行額(円)	改定額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	地賃比 (%)
電気機械器具製造業	R2.10.14	全会一致	936	936	0	0	102.97
輸送用機械器具製造業	R2.10.26	労働者側 反対	947	947	0	0	104.18
各種商品小売業	R2.10.28	全会一致	910	910	0	0	100.11
自動車(新車)小売業							

令和2年10月30日現在





京賃審発第30号令和2年10月14日

京都地方最低賃金審議会 会長 佐藤 卓利 殿

京都地方最低賃金審議会 京都府電気機械器具製造業最低賃 部会長 寺井 基博



京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の 改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。 なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部 会 長

寺井 基博

部会長代理

河原 美紀

中村 和雄

労働者代表委員

吳川 昌弘

平峯 健太

巳之口 眞理子

使用者代表委員

石垣 一也

谷村 仁志

中西 康之

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者

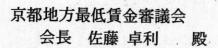
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 電気機械器具製造業
- (3) 情報通信機械器具製造業
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに 掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
  - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
  - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
  - ホ 書類等の事業場内集配又は複写の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 現行どおり(1時間 936円)
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和元年 12 月 22 日

京賃審発第31号令和2年10月26日





京都地方最低賃金審議会 京都府輸送用機械器具製造業最低賃 部会長 守屋 貴司



京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業で最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

今年度の審議は新型コロナウィルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活の影響、特に中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の不透明さの中で、雇用の維持が最優先であること等を踏まえたものである。来年度以降の審議においては、新型コロナウィルス感染症等による影響を踏まえながら、様々な支援策を通じ、京都府の企業全体の生産性の向上等、より賃上げしやすい環境整備への不断の努力が必要であるが、最低賃金のさらなる引き上げに向けて公労使は引き続き誠実に議論を行っていく。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

守屋 貴司

部会長代理

赤岡 広周

岩永昌晃

労働者代表委員

郷田 啓太

中邑 貴行

松山 裕二

使用者代表委員

伊藤 正彦

小山 哲史

山口 利之

#### 京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金

- 1 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 輸送用機械器具製造業 (自転車・同部品製造業を除く。)
- (2) 建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業
- (3)(2)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) 又は(2) に 掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
  - ロ 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務
  - ハ 手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務
  - ニ 塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務
  - ホ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび 落とし又は塗装の業務
  - へ 書類等の事業場内集配又は複写の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 現行どおり(1時間 947円)
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和元年 12 月 22 日 〉



京賃審発第32号令和2年10月28日

京都地方最低賃金審議会 会長 佐藤 卓利 殿

京都地方最低賃金審議会 京都府各種商品小売業最低賃 部会長 寺井 基博



## 京都府各種商品小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月21日、京都地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の 改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。 なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

寺井 基博

部会長代理

川口章

冨田 安信

労働者代表委員

厚見 孝明

久保 誠志郎

佐藤 健

使用者代表委員

大治 健太郎

苗村 岳

米田 庄太郎

#### 京都府各種商品小売業最低賃金

- 適用する地域 京都府の区域
- 2 適用する使用者

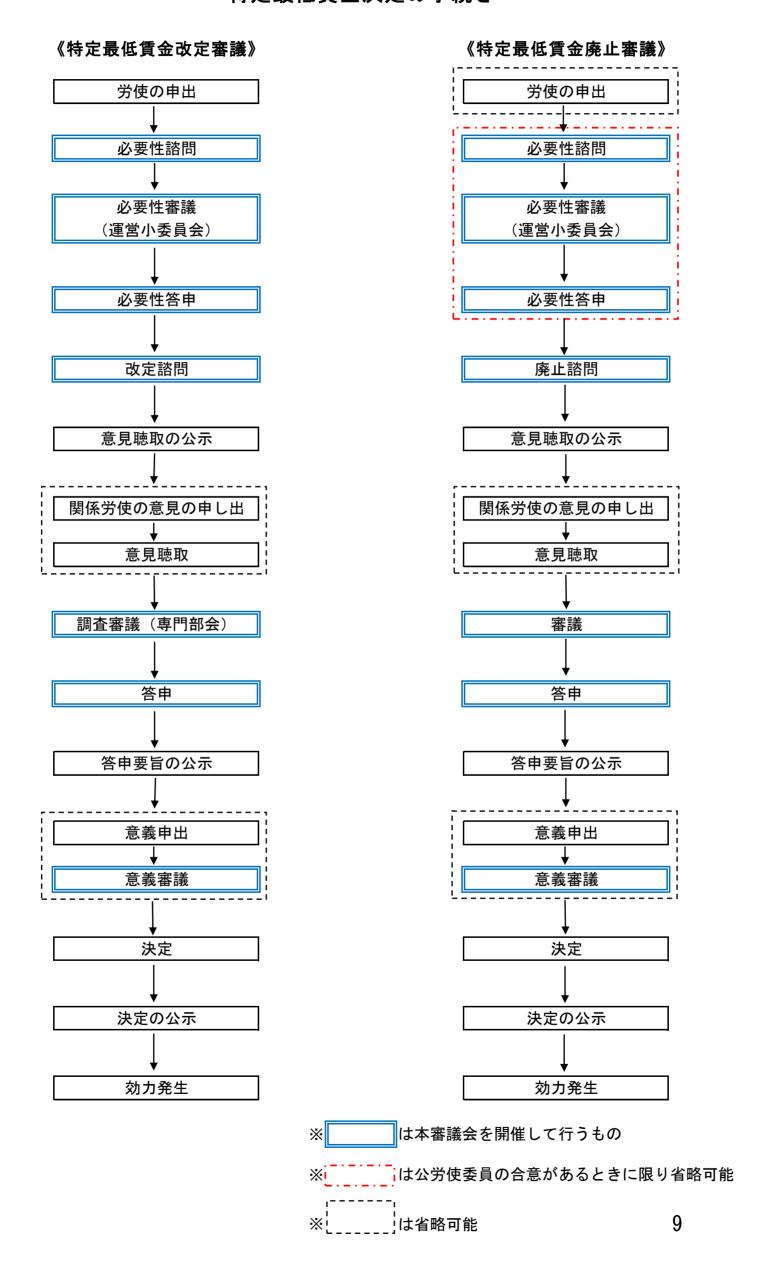
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1)各種商品小売業
  - (2) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 現行どおり(1時間 910円)
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和元年12月22日

## 特定最低賃金決定の手続き



# 地域別最低賃金に埋没している特定(産業別)最低賃金一覧【全国】【発効日順】

京都労働局 賃金室

	Part Control					令和2年10月29日作成
	都道府県	時間額	日額	地賃額	発効日	産業
1	京都	741	5,926	909	H9.12.21	A 自動車小売業関係
2	三重	739	5,907	874	H10.12.15	B鉄鋼業関係
3	石川	763	6,102	833	H11.12.26	C 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、小ねじ等、その他の金属製品製造業
4	三重	762		874	H15.12.15	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
5	愛知	800		927	H19.12.16	A 自動車小売業関係(新車、自動車部分品・附属品を含む)
6	愛知	732		927	H20.12.16	E 繊維工業関係
7	京都	822		909	H20.12.21	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
8	京都	765		909	H22.12.18	F 印刷·同関連産業関係
9	神奈川	821		1,012	H22.12.20	G 非鉄金属製造業関係
10	東京	832		1,013	H22.12.31	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
11	東京	829		1,013	H22.12.31	H 電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係(精密機器を含む
12	富山	769		849	H23.1.20	A 自動車小売業関係(新車)
13	神奈川	842		1,012	H23.12.21	
14	東京	838			H24.2.18	I 輸送用機械器具製造業
15	神奈川	857		1,012	H25.3.1	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
16	神奈川	855			H25.3.1	I 輸送用機械器具製造業(建設機械を含む)
17	沖縄	686	***************************************	792	H25.11.23	
18	沖縄	683			H25.12.11	
1.0	<del>5.1. </del> ← [1]	07.4		1.010	1100 0 15	D
19	神奈川	874	•	*	H26.3.15	B鉄鋼業関係
20	東京	871		1,013	H26.3.23	B 鉄鋼業関係
21	鹿児島	693				K 百貨店、総合スーパー
22	宮崎	678		793	H26.12.26	
23	神奈川	894		*	H27.3.1	L 塗料製造業  II 最后機材明月制化器(最子が月 デッノス 最子同吹 最后機材明月 体和医局機材明月制化器) 関係
24	神奈川	890		1,012	H27.3.1	H 電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係
25	三重	705	***************************************	***************************************	H27.12.20	C 金属製品製造業 M 各種商品小売業
26 27	富山	781		***************************************		M
28	静岡	786		885		O
29	兵庫	797			H28.2.1	M 各種商品小売業
30	兵庫	800		900	H28.3.1	E 繊維工業関係
31	埼玉	849				M 各種商品小売業
32	岩手	767				M 各種商品小売業
33	愛知	847		***************************************		M 各種商品小売業
34	鳥取	718		792		M 各種商品小売業 M 各種商品小売業
35	大分	716				M 各種商品小売業
36	千葉	848		925		M 各種商品小売業
37	滋賀	789				M 存電商品が光楽 E 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業
38	島根	750		792		E 粉積未、化子機能設坦来、その他の概物来、柴色登垤来、機能性設品設坦来、その他の機能設坦来  K 百貨店、総合スーパー
39	愛知	875		***************************************		<ul><li>○ 精密機械器具製造業(業務用機械器具、その他の製造業)関係</li></ul>
40	千葉	889	•	925	H29.12.25	
41	千葉	887		***************************************		<ul><li>○ 精密機械器具製造業(業務用機械器具、その他の製造業)関係</li></ul>
42	石川	782		833		<ul><li>び 相</li></ul>
43	沖縄	770				A 自動車小売業関係(新車)
43	沖縄	770		792		M 各種商品小売業
45	沖縄	769		***************************************		J 糖類製造業
46	愛知	901	•			」 <sup>施</sup> 規表追来 H 電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係
47	福井	810		***************************************		II 電気機械研究を追案(電子的面 ノケップス 電子 固路、電気機械研究、情報適同機械研究を追案/ 関係  K 百貨店、総合スーパー
48	千葉	922		925		<ul><li>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</li></ul>
49	千葉	922				D
50	岩手	800		793		K 百貨店、総合スーパー
	滋賀	840				M 各種商品小売業
51	(XX)貝	040		000	1130.12.29	Wi 有鬼肉叩りの未

# 地域別最低賃金に埋没している特定(産業別)最低賃金一覧【全国】【産業別】

京都労働局 賃金室 令和2年10月29日作成

						令和2年10月29日作成 
	都道府県	時間額	日額	地賃額	発効日	産業
1	京都	741	5,926	909	H9.12.21	A 自動車小売業関係
5	愛知	800		927	H19.12.16	A 自動車小売業関係(新車、自動車部分品・附属品を含む)
12	富山	769		849	H23.1.20	A 自動車小売業関係(新車)
13	神奈川	842		1,012	H23.12.21	A 自動車小売業関係
43	沖縄	770		792	H30.11.18	A 自動車小売業関係(新車)
49	千葉	922		925	H30.12.25	A 自動車小売業関係(新車)
2	三重	739	5,907	874	H10.12.15	B 鉄鋼業関係
19	神奈川	874		1,012	H26.3.15	B 鉄鋼業関係
20	東京	871		-	H26.3.23	B 鉄鋼業関係
				·		
3	石川	763	6,102		H11.12.26	C 洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ、小ねじ等、その他の金属製品製造業
25	三重	843		874	H27.12.20	C 金属製品製造業
4	三重	762		874	H15.12.15	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
7	京都	822		909	H20.12.21	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
10	東京	832		1,013	H22.12.31	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
15	神奈川	857		1,012	H25.3.1	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
48	千葉	922		925	H30.12.25	D 一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係
6	愛知	732		927	H20.12.16	E 繊維工業関係
30	兵庫	800		900	H28.3.1	E 繊維工業関係
37	滋賀	789		868	H28.12.30	E 紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製造業
42	石川	782		833	H29.12.31	E 繊維工業関係
8	京都	765		909	H22.12.18	F 印刷·同関連産業関係
0	八十八	700		909	1122.12.10	1. 时期,时贯连连来贯际
9	神奈川	821		1,012	H22.12.20	G 非鉄金属製造業関係
27	富山	781		849	H27.12.26	G 非鉄金属製造業関係
11	東京	829		1,013	H22.12.31	H 電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係(精密機器を含む)
24	神奈川	890		1,012	H27.3.1	H 電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係
46	愛知	901		927	H30.12.16	H 電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業)関係
14	東京	838		1,013	H24.2.18	I 輸送用機械器具製造業
16	神奈川	855			H25.3.1	I 輸送用機械器具製造業(建設機械を含む)
17	沖縄	686		792	H25.11.23	1 海冷砂料 海海制造器
18	沖縄	683		792	H25.12.11	J 清涼飲料、酒類製造業         J 畜産食料品製造業
22	宮崎	678			H26.12.26	J 食料品·飲料製造業関係
40	千葉	889		925	H29.12.25	
45	沖縄	769			H30.11.25	」
21	鹿児島	693			H26.12.26	
38	島根	750		792		K 百貨店、総合スーパー K 五貨店、総合スーパー
47	福井	810		***************************************		K 百貨店、総合スーパー
50	岩手	800		793	пзи.12.28	K 百貨店、総合スーパー
23	神奈川	894		1,012	H27.3.1	L 塗料製造業
26	宮崎	705		793	H27.12.24	M 各種商品小売業
29	兵庫	797		900	H28.2.1	M 各種商品小売業
31	埼玉	849		928	H28.12.1	M 各種商品小売業
32	岩手	767		793	H28.12.11	M 各種商品小売業
33	愛知	847		927	H28.12.16	M 各種商品小売業
34	鳥取	718		792	H28.12.17	M 各種商品小売業
35	大分	716		792	H28.12.25	M 各種商品小売業
36	千葉	848		925	H28.12.25	M 各種商品小売業
44	沖縄	770		792	H30.11.23	M 各種商品小売業
51	滋賀	840		868	H30.12.29	M 各種商品小売業
28	静岡	786		885	H27.12.31	N パルプ・紙・紙加工品製造業関係
		075		007		
39	愛知	875			H29.12.16	○ 精密機械器具製造業(業務用機械器具、その他の製造業)関係 ○ 特密機械器具制造業(業務用機械器具、その他の製造業)関係
41	千葉	887		925	H29.12.25	O 精密機械器具製造業(業務用機械器具、その他の製造業)関係